

平成25年6月吉日

公益社団法人関西経済連合会
会 員 各 位

近畿弁護士会連合会
理事長 正 木 靖 子
日本CSR普及協会近畿支部
支部長 山 田 庸 男

日本CSR普及協会近畿支部 CSRセミナー
「有期雇用契約を巡る諸問題と企業の社会的責任」のご案内

日本CSR普及協会近畿支部では、近畿弁護士会連合との共催及び関西経済連合会のご後援により、下記の通り、CSRセミナーを開催致します。

平成25年4月1日「労働契約法の一部を改正する法律」が施行されました。今般の改正では、有期労働契約社員の処遇に関して、通算5年を超えたときに本人から申込みがあれば期間の定めのない（無期）労働契約に転換する制度が新たに設けられました。また、すでに判例で確立している「雇止め法理」が法律に明記されました。

本改正を受けて、企業は、契約社員・パート社員・派遣社員の労務管理に向けた検討課題を抱えており、また裁判実務への影響も大きいものと思われます。

そこで今回は、企業のご担当者から事前にご質問・ご意見等を募り、労働契約法改正の概要、有期雇用契約に関する判例分析を踏まえた上で、使用者側、労働者側代理人としてそれぞれ関与する弁護士の立場から、有期雇用について企業が社会的責任（CSR）の観点からどのような役割を果たすべきであるかについて検討・討議を行います。

終了後には、参加者（企業、弁護士）による交流会（感想会&懇親会）も予定しております。ご参加希望の方は、7月16日までに裏面の申込書により近畿支部事務局（FAX 06-6263-7708）へお申し込み下さい。

日 時	平成25年7月22日（月曜日）午後3時から午後6時
場 所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1-12-5 http://www.osakaben.or.jp/
テーマ	「有期雇用契約を巡る諸問題と企業の社会的責任」
基調講演1	有期労働契約に関する労働契約法の改正について 秦 周平 弁護士（大阪弁護士会所属、日本CSR普及協会会員）
基調講演2	有期労働契約に関する裁判例の到達点について 鎌田幸夫 弁護士（大阪弁護士会所属、日本労働弁護団常任幹事）
パネルディスカッション	パネリスト 鎌田幸夫 弁護士（同上） 勝井良光 弁護士（大阪弁護士会所属、日本CSR普及協会会員）
費 用	セミナーは無料。☆終了後の交流会（感想会&懇親会）は1000円です。

共 催：日本CSR普及協会近畿支部 近畿弁護士会連合会
後 援：公益社団法人関西経済連合会

日本CSR普及協会近畿支部
CSRセミナー申込書

第一部 CSRセミナー「有期雇用契約を巡る諸問題と企業の社会的責任」

日 時：平成25年7月22日（月曜日）午後3時から午後6時
場 所：大阪弁護士会館2階
会 費：無 料

・参加します

第二部 参加者交流会

参加者によるセミナーの感想会と懇親会です。お気軽にご参加ください。

日 時：平成25年7月22日（月曜日）午後6時から午後7時
場 所：大阪弁護士会館
参 加 費：1000円（当日受付にてお支払い下さい）

・参加します

・不参加

申込期限：平成25年7月16日

申込み先：近畿支部事務局（FAX 06-6263-7708）

なお、近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）からも申込みできます。

会社名・部署名：

申込者氏名：

会社ご住所：〒

メールアドレス：@

お電話：FAX：

日本CSR普及協会近畿支部

（事務局所在地）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番7号

ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708